

平成19年04月18日（水）19:00～21:30 場所：奈良建築士会館1階会議室

テーマ：『建築士と建築士会の資質の向上と社会的地位の向上』 サブテーマ～建築士法等の改正について～

建築士法等の一部改正（平成18年12月20日公布）についての概要を5項目に絞り意見交換をワークショップ形式にて討論を行った。

概要説明は近建青 伏見部会長

参加者：奈良建築士会青年委員会 8名、近建青委員 4名

Aグループ 水守、吉田、高橋、倉原、伏見、内海				
項目	肯定	否定	疑問	その他・まとめ
1. 建築士の資質、能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 定期講習の義務化（GOOD!）人は学ぶ必要がある。 競争優位や組織、個人のモチベーションアップのため良いと思う。 知識、技術の維持向上のため必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 受験資格は施工者にも門戸を開くべき。 学歴要件は撤廃すべき。 建築士事務所に所属しない建築士の定期講習不要はおかしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術的、専門的な部分のみの資質能力でいいのか。 定期講習を受けたぐらいで資質能力の向上は期待できるのか？ 終了考査まで考えられているのか。 目的の範囲は。 なぜいままで通り士会が行うことができないのか。 	・なし
2. 高度な専門能力有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化	<ul style="list-style-type: none"> チェックの厳格化と義務化は非常に良い。 構造と設備分野の資格者に光がさすようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築設備士の立場はどうなるのか。実務経験+建築設備士の要件に。 一級建築士でなくても、構造に特化した資格でよいのでは。 費用の増加はおかしくないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状設備士の位置付けはどうなるのか。 CPDとの相互性は？ 建築規模（床面積）等のしぼりは必要か？ 費用の増加、期日の延長はだれが一般ユーザーへ説明するのか。 	・なし
3. 設計・工事監理業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 実務年数を規定化するのは良いと思う。 事前重要事項の説明は良いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理建築士の要件で実務経験3年は意味が無い。（公共工事に限るべき） 名簿を開示して一般ユーザーは判断できるのか。 個人情報はどうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 重説は規模に関係なく必要か？ 名簿を閲覧する意味ある？免許証あるのに。 	・なし
4. 団体による自立的な監督体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 全面的に賛成。 建築士会等の研修の実施はOK。 業務に関する全ての責任を負う事は当然である。 事務所協会の法定化は良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争の処理まではできない。苦情を聞けるのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 苦情解決できるのか、権限が必要では？ 相当な交渉力とスキルが必要。 CPDは強制化しないのか。 	・なし
5. 建設工事の施工の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 監理技術者の民間工事の拡大は望ましい。 一括下請負の不可によりブローカーは減るのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 監理建築士自体試験で選択された訳ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 実務経験のみで監理技術者もいるので国家1級資格の有資格者に限っては？ 一括請負は地域上必要な場合がある。その場合、元請が責任をもつ。これに準じてやれば問題ないのでは？ 	・なし
その他・まとめ				

Bグループ 三浦、城田、阿部、稲原、藤本、小林				
項目	肯定	否定	疑問	その他・まとめ
1. 建築士の資質、能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得後の最低限の共通知識を持つことができるので賛成。 技術的な内容だけでなく、その時の社会情勢を反映し、新しい社会へ対応していける様な講習会とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 義務付けしても、ただ出席しているだけの講習会では意味がないと思う。 設計工事監理の実務経験のみを要件にするのはどうか。 講習会の内容が不明である。 	<ul style="list-style-type: none"> 受験要件の見直しについては、慎重を期すべきである。 CPDとのリンクがない。 講習後の終了考査はどうなるのか？ 講習内容がわからない。 大学等の（等）には専門学校は含まれるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> なし
2. 高度な専門能力有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 構造にかんしては良いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 設備士との関連がわかりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 構造規定等を見直し建築士のライセンスをもっておれば安全か安全でないかを判断できるような環境を整えるべきではないか。特殊な建物は専門家によるのはしかたがない。 基礎的知識の制定が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> なし
3. 設計・工事監理業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 建築士の品格保持のためには必要。 管理建築士の要件強化は良いと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 契約書の締結があまりされていない様に思う。 一括再委託を全面的に禁止する理由。（責任の所在明確化・契約すれば？） 役割分担の明確化。 	<ul style="list-style-type: none"> なし
4. 団体による自立的な監督体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 建築士会の存在感が上がって良いと思う。 研修会は賛成。 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 苦情解決等の実働はどうするのか。 苦情解決の為の環境整備が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 苦情解決等はしんどいが、公益的な社団法人としては取り組むべき。
5. 建設工事の施工の適正化	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> なし 	<ul style="list-style-type: none"> 施工体制の整備も大事だが、現場における技術者の育成も合わせて考えていくべき。 罰則規定の制定。 顧客保護の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> なし
その他・まとめ	<ul style="list-style-type: none"> なし 			